

令和 8年3月23日

【報道提供資料】
PRESS RELEASE

泉南清掃事務組合

職員の処分について

泉南清掃事務組合において、令和7年9月9日（火曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

	職名	年齢	処分内容
1	技術職員（局長級）	59歳	戒告

【処分に至った事実の概要】

本組合の局長級職員が、部下に対する指導の過程において、机をたたくなどの行為及び、結果として行き過ぎた指導となった事案が確認されたことにより、関係職員に対して処分を決定した。

【管理者コメント】

処分職員に対し反省を促すとともに、職場秩序の維持確保に取り組んでまいります。

【本件に関する連絡先】

泉南清掃事務組合 総務課 担当：伊藤・石田
電話：072-484-0581 メール：s-syomu@sennanseisou.jp